



宮 崎 県 公 報

平成28年3月14日(月曜日)号外 第5号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例

	頁		頁
○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	3	例…………… (こども政策課)	9
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課)	5	○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境管理課)	9
○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…………… (市町村課)	7	○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (労働政策課)	9
○宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例…………… (福祉保健課)	8	○国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例…………… (農村計画課)	10
○宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例…………… (国保・援護課)	8	○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課)	10
○宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… ("	8	○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (教育庁)	11
		○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… ("	21
		○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… ("	22

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 2 号)
- 改正の理由及び主な内容
特別職の国家公務員等に準じて本県特別職に係る平成27年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日等
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしました。
- ◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 3 号)
- 改正の理由及び主な内容
地域再生法の一部改正に伴い、不均一課税の対象事業等を追加するため、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月8日から適用することとしました。
- ◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (条例第 4 号)
- 改正の理由及び主な内容
住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (条例第 5 号)
- 改正の理由及び主な内容
宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の精算手続に期間を要することから、設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
 - 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例 (条例第 6 号)
- 制定の理由及び主な内容

平成30年度からの国民健康保険制度の改革に伴い、国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険法に基づき宮崎県国民健康保険財政安定化基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 改正の理由及び主な内容

安心してこどもを生み育てられる社会づくりを推進するため、宮崎県安心こども基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 改正の理由及び主な内容

水質汚濁防止法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 改正の理由及び主な内容

緊急雇用創出事業臨時特例基金の一部の額を国へ返還するため、処分の特例に関する改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例（条例第10号）

1 廃止の理由及び主な内容

国営大淀川左岸土地改良事業等については、負担金の徴収が完了したことから、関係条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

学校教育法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 改正の理由及び主な内容

利用料金に係る単位の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

使用料に係る単位の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の給与等に関する条例(昭和31年宮崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
2 [略]	2 [略]

第2条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
2 [略]	2 [略]

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
2～4 [略]	2～4 [略]

第4条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
2～4 [略]	2～4 [略]

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 (昭和31年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 162.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

第 6 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 147.5</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 150</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例 (昭和41年宮崎県条例第46号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 162.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 147.5</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 150</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 9 条 教育長の給与等に関する条例 (平成12年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第 8 条第 2 項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 147.5」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p>

2～4 [略]

2～4 [略]

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
2～4 [略]	2～4 [略]

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
2～4 [略]	2～4 [略]

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
2～4 [略]	2～4 [略]

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の議会の議員の給与等に関する条例(以下「改正後の議会の議員の給与等に関する条例」という。)、第3条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例」という。)、第5条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例」という。)、第7条の規定による改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例」という。)、第9条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与等に関する条例」という。)及び第11条の規定による改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正前の議会の議員の給与等に関する条例、第3条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正前の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、第7条の規定による改正前の企業局長の給与及び旅費に関する条例、第9条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例及び第11条の規定による改正前の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の給与等に関する条例、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例、改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例、改正後の教育長の給与等に関する条例及び改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域又は地区において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域又は地区における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（第6条において「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「総務省令第73号」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（第6条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者</u> <u>（地方活力向上地域における県税の不均一課税）</u></p> <p>第6条 県税条例第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、地方活力向上地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限り。</p> <p>(1) 事業税 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したのものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして、総務省令第73号第3条第1項の規定により計算した額に対して初年度以降課する事業税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア 初年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に2分の1を乗じて得た率</p> <p>イ 2年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に4分の3を乗じて得た率</p> <p>ウ 3年度 県税条例第32条又は第32条の4に定める税率に8分の7を乗じて得た率</p> <p>(2) 不動産取得税 平成27年10月8日から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を設置し、又は増設したもの（次号</p>

において「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(平成27年10月8日以後において取得したものに限る。)に対して初年度以降課する固定資産税 次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

事業	年度	税率
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.35
	3年度	100分の0.7
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.47
	3年度	100分の0.94

第6条・第7条 [略]

第7条・第8条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成27年10月8日から適用する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例(平成14年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第2条関係) 1 [略] 2 地方税法(昭和25年法律第226号)、宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)、宮崎県産業廃棄物税条例(平成16年宮崎県条例第41号)及び宮崎県森林環境税条例(平成18年宮崎県条例第13号)並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)の規定に基づく宮崎県の徴収金の賦課徴収及び過誤納金の還付又は充当に関する次に掲げる者(当該者が法人(合併後存続する法人又は合併により設立した法人を含む。)である場合はその役員又は清算人とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合は当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (1) 納税義務者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人(以下「納税義務者等」という。) (2) 納税義務者等の相続人及び生計を一にしている者 (3) 納税義務者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 (4) 納税義務者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者 (5) 納税義務者等が有する財産を占有している第三者又は当	別表第1(第2条関係) 1 [略]

<p>該財産を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>(6) 納税義務者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税義務者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>3 宮崎県税条例の規定に基づく不動産取得税の課税標準の特例又は住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する事務のうち、地方税法第73条の14第3項の既存住宅又は同法第73条の24第2項の既存住宅等が自己の居住の用に供されていることの審査</p> <p>4～12 [略]</p>	<p>2～10 [略]</p>
---	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第5号

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年宮崎県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第6号

宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定に基づき、宮崎県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項」とする。

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第7号

宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

宮崎県安心こども基金条例（平成21年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第8号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(生活排水対策の推進)</p> <p>第49条 知事は、生活排水（水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）を推進するため、市町村と連携して、生活排水対策に関する総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第47条関係）</p> <p>1 五ヶ瀬川水域に係る上乗せ排水基準</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 [略]</td></tr> <tr><td>2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。</td></tr> <tr><td>3 [略]</td></tr> </table> <p>2 大淀川水域に係る上乗せ排水基準</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。</td></tr> <tr><td>2 「特定施設」とは、<u>同条第2項</u>に規定する特定施設をいう。</td></tr> <tr><td>3～6 [略]</td></tr> </table>	[略]	備考	1 [略]	2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。	3 [略]	[略]	備考	1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。	2 「特定施設」とは、 <u>同条第2項</u> に規定する特定施設をいう。	3～6 [略]	<p>(生活排水対策の推進)</p> <p>第49条 知事は、生活排水（水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）を推進するため、市町村と連携して、生活排水対策に関する総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第47条関係）</p> <p>1 五ヶ瀬川水域に係る上乗せ排水基準</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 [略]</td></tr> <tr><td>2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。</td></tr> <tr><td>3 [略]</td></tr> </table> <p>2 大淀川水域に係る上乗せ排水基準</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。</td></tr> <tr><td>2 「特定施設」とは、<u>水質汚濁防止法第2条第2項</u>に規定する特定施設をいう。</td></tr> <tr><td>3～6 [略]</td></tr> </table>	[略]	備考	1 [略]	2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。	3 [略]	[略]	備考	1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。	2 「特定施設」とは、 <u>水質汚濁防止法第2条第2項</u> に規定する特定施設をいう。	3～6 [略]
[略]																					
備考																					
1 [略]																					
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。																					
3 [略]																					
[略]																					
備考																					
1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。																					
2 「特定施設」とは、 <u>同条第2項</u> に規定する特定施設をいう。																					
3～6 [略]																					
[略]																					
備考																					
1 [略]																					
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水水をいう。以下この表及び別表第1の2の表において同じ。）の平均的な汚染状態について定めたものである。																					
3 [略]																					
[略]																					
備考																					
1 この表において「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。																					
2 「特定施設」とは、 <u>水質汚濁防止法第2条第2項</u> に規定する特定施設をいう。																					
3～6 [略]																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第9号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
3 基金は、 <u>平成26年度</u> に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。	3 基金は、 <u>平成27年度</u> に限り、第5条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を返還する必要があるときは、当該返還に要する財源に充てるため、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例（昭和54年宮崎県条例第1号）
- (2) 国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例（昭和63年宮崎県条例第30号）
- (3) 国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例（平成9年宮崎県条例第30号）
- (4) 国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例（平成14年宮崎県条例第12号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例（平成25年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （経過措置）	附 則 （経過措置）
2 この条例による改正後の国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、 <u>国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項、国営都城盆地土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営尾鈴土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項及び国営綾川二期土地改良事業負担金徴収条例附則第2項</u> の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、 <u>国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項及び国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項</u> の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2（第10条、第15条の7関係）						別表第2（第10条、第15条の7関係）					
種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考	種類	区分	単位	金額（円）	納期	備考
宮崎 県総 合運	[略]				1・2 [略] 3 幼児（満1 歳から小学校	宮崎 県総 合運	[略]				1・2 [略] 3 幼児（満1 歳から小学校

動公園使用料		就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」の金額とする。 4～11 [略]	動公園使用料		就学の始期に達するまでの者をいう。)が使用する場合の使用料は、金額の欄に掲げる「児童生徒」又は「 <u>小学校児童及び中学校生徒</u> 」の金額とする。 4～11 [略]
<p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>付表1(武道館関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>付表2(硬式野球場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付表3(第二硬式野球場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付表4(屋内運動場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p>			<p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚園に限る。))及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2 <u>小学校児童及び中学校生徒には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。</u></p> <p>3 <u>高等学校生徒には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生を含む。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>付表1(武道館関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚園に限る。))及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>付表2(硬式野球場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚園に限る。))及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付表3(第二硬式野球場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚園に限る。))及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付表4(屋内運動場関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 「児童生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、特別支援学校(幼稚園に限る。))及び大学を除く。)に在学する者をいう。</p> <p>2・3 [略]</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(義務教育学校に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県条例第12号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>附 則</p> <p><u>(55歳を超える職員の給料月額の減額支給等)</u></p> <p>13 第 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用については、同項第 8 号ア中「前各号に定める額」とあるのは「前各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号) 附則第14項に定める額」と、同項中</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> </tr> <tr> <td>公安職給料表</td> <td style="text-align: center;">7 級</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(一)</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表(二)</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td style="text-align: center;">5 級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(二)</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(三)</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p> <p>とあるのは</p> <p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p> <p>とする。</p> <p>14 第 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用により給与が減ぜられて支給される職員に対するへき手当 (第 4 条の 3 の規定による手当を含む。以下この項において同じ。) の支給に当たっては、へき手当の額から、当該職員の給料月額に対するへき手当の月額に 100分の 1 を乗じて得た額 (当該職員の給料月額に 100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対するへき手当の月額) に相当する額を減ずる。</p> <p>。</p> <p>15 前項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	給料表	職務の級	行政職給料表	6 級	公安職給料表	7 級	教育職給料表(一)	4 級	教育職給料表(二)	4 級	研究職給料表	5 級	医療職給料表(二)	6 級	医療職給料表(三)	6 級	給料表	職務の級	教育職給料表	4 級	<p>附 則</p>
給料表	職務の級																				
行政職給料表	6 級																				
公安職給料表	7 級																				
教育職給料表(一)	4 級																				
教育職給料表(二)	4 級																				
研究職給料表	5 級																				
医療職給料表(二)	6 級																				
医療職給料表(三)	6 級																				
給料表	職務の級																				
教育職給料表	4 級																				

別表を次のように改める。

別表 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	

	49	239,400	276,000	362,700	384,600
	50	240,800	278,000	364,200	386,100
	51	242,300	280,000	365,800	387,600
	52	243,500	282,000	367,400	389,000
	53	244,700	283,900	368,900	390,200
	54	246,100	286,400	370,400	391,500
	55	247,400	288,700	371,900	392,600
	56	248,600	291,200	373,400	393,700
	57	249,900	293,400	374,900	395,100
	58	251,100	295,900	376,300	396,300
	59	252,200	298,300	377,700	397,500
	60	253,400	301,000	379,000	398,800
	61	254,800	303,400	379,900	400,000
	62	256,100	305,800	381,100	401,000
	63	257,300	308,300	382,300	402,400
	64	258,300	310,700	383,400	403,700
	65	259,300	313,100	384,300	404,900
	66	260,700	315,300	385,500	406,000
	67	262,200	317,400	386,500	407,200
	68	263,700	319,600	387,600	408,300
	69	265,300	321,900	388,800	409,300
	70	266,800	324,000	389,800	410,500
	71	268,300	326,200	390,900	411,700
	72	269,800	328,200	392,100	412,900
再任用 職員以 外の職 員	73	271,000	330,400	393,100	413,500
	74	272,200	332,500	394,200	414,300
	75	273,500	334,700	395,300	415,000
	76	274,800	336,900	396,400	415,500
	77	276,200	338,700	397,300	415,800
	78	277,300	340,600	398,200	416,200
	79	278,500	342,500	399,200	416,600
	80	279,700	344,300	400,200	417,000
	81	281,000	346,100	401,000	417,300
	82	281,900	347,900	401,800	417,700
	83	283,100	349,600	402,500	418,100
	84	284,300	351,400	403,300	418,400
	85	285,300	352,800	404,000	418,700
	86	286,200	354,400	404,800	419,100
	87	287,200	355,900	405,500	419,500
	88	288,200	357,400	406,200	419,800
	89	289,300	358,800	406,800	420,100
	90	290,200	360,100	407,500	420,400
	91	291,100	361,500	408,000	420,700
	92	292,000	362,900	408,700	420,900
	93	292,500	364,400	409,100	421,100
	94	293,200	365,700	409,500	
	95	293,900	367,000	409,800	
	96	294,700	368,200	410,100	
	97	295,500	369,200	410,400	
	98	296,300	370,200	410,700	
	99	297,100	371,200	411,000	
	100	297,800	372,200	411,200	

101	298,700	373,100	411,400
102	299,200	374,100	411,700
103	299,700	375,100	412,000
104	300,200	376,100	412,200
105	300,400	376,900	412,400
106	300,800	377,800	412,700
107	301,100	378,700	413,000
108	301,300	379,700	413,200
109	301,500	380,500	413,400
110	301,700	381,500	413,700
111	302,000	382,500	414,000
112	302,300	383,500	414,200
113	302,500	384,100	414,400
114	302,700	385,000	414,700
115	302,900	385,900	415,000
116	303,200	386,800	415,200
117	303,500	387,600	415,400
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	
141		400,100	
142		400,400	
143		400,700	
144		401,000	
145		401,200	
146		401,500	
147		401,800	
148		402,000	
149		402,200	
150		402,500	
151		402,800	
152		403,000	

	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
再任用 職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考

- 1 この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第 2 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の教育職給料表は、別表のとおりとし、学校栄養職給料表は職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第3条に規定する医療職給料表(二)により、事務職給料表は同条に規定する行政職給料表による。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める。</p> <p>4 任命権者は、すべての職員の職務の級を人事委員会規則で定める基準に従い決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。</p> <p>5～8 [略] (特殊勤務手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 多学年学級担当手当は、小学校又は中学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制される学級を担当する職員のうち人事委員会の定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 教育業務連絡指導手当は、小学校又は中学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>7 [略] (へき地手当等)</p> <p>第 4 条の 2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校並びに学校給食法(昭和29年法律第 160号)第 6 条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務する職員に支給する。</p> <p>2～4 [略] (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 5 条の 3 小学校又は中学校に勤務する教育職員には、義務教育</p>	<p>(給料)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の教育職給料表は、別表第 1 のとおりとし、学校栄養職給料表は職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第3条に規定する医療職給料表(二)により、事務職給料表は同条に規定する行政職給料表による。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 から別表第 4 までに定めるとおりとする。この場合において、別表第 2 から別表第 4 までに掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類して人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>4 任命権者は、全ての職員の職務の級を前項及び人事委員会規則で定める基準に従い決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。</p> <p>5～8 [略] (特殊勤務手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制される学級を担当する職員のうち人事委員会の定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 教員特殊業務手当は、小学校、中学校又は義務教育学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校又は義務教育学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則の規定により置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭が当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <p>7 [略] (へき地手当等)</p> <p>第 4 条の 2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び義務教育学校並びに学校給食法(昭和29年法律第 160号)第 6 条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務する職員に支給する。</p> <p>2～4 [略] (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第 5 条の 3 小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員</p>

等教員特別手当を支給する。

2～4 [略]

別表 教育職給料表（第3条関係）

[略]

備考

1 この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2～4 [略]

別表第1 教育職給料表（第3条関係）

[略]

備考

1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 [略]

別表第2 教育職給料表級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2 級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

別表第3 医療職給料表(二)級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	1 技術主査の職務 2 主任技師の職務 3 特に困難な業務を行う技師の職務
4 級	1 困難な業務を行う技術主査の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	特に困難な業務を行う技術主査の職務

別表第4 行政職給料表級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	1 事務主査の職務 2 主任主事の職務
4 級	1 事務主幹の職務 2 事務副主幹の職務 3 困難な業務を行う事務主査の職務
5 級	困難な業務を行う事務主幹の職務
6 級	特に困難な業務を行う事務主幹の職務

（県立学校職員の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 県立学校職員の旅費に関する条例（昭和38年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のため旅行する県立学校職員（大学職員を除く。以下「学校職員」という。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する県立学校職員（大学職員を除く。以下「学校職員」という。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24

条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校をいう。

2 [略]

条第 5 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校をいう。

2 [略]

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。附則別表第 2 において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において同表の左欄に掲げる職員である者）<u>あっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員給与等条例附則第13項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第13項の規定により給与が減ざられて支給される職員）<u>あっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額</u>から附則別表第 3 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。</p> <p>7 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第 6 項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第 6 項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年 3 月31日までの間」とあるのは「平成33年 3 月31日までの間（平成19年 4 月 1 日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員（以下「現業職員」という。）から職員の給与に関する条例の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者（以下「任命換職員」という。）のうち人事委員会規則で定めるもの）</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号。附則別表第 2 において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において同表の左欄に掲げる職員）<u>あっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。</u>）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第 3 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。</p> <p>7 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（<u>同項の規定の適用を受ける職員を除く。</u>）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第 6 項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第 6 項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年 3 月31日までの間」とあるのは「平成33年 3 月31日までの間（平成19年 4 月 1 日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員（以下「現業職員」という。）から職員の給与に関する条例（<u>昭和29年宮崎県条例第40号</u>）の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者（以下「任命換職員」という。）のうち人事委員会規則で定めるもの</p>

<p>定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に100分の99.7（任命換職員となった日が平成21年4月1日である者には100分の99）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>11 附則第6項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>（2）・（3） [略]</p>	<p>にあっては、人事委員会規則で定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に100分の99.7（任命換職員となった日が平成21年4月1日である者には100分の99）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>11 附則第6項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第8条第5項（第8条の4第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>（2）・（3） [略]</p>
---	---

（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <p>4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「同日において受けていた給料月額</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が<u>施行日に第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）</u>に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第88号）附則第6項（同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <p>4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（<u>同項の規定の適用を受ける職員を除く。</u>）で、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「<u>施行日に第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）</u>」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「<u>施行日に第1条の規定による改正</u></p>

」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与等条例」という。）、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の平成17年改正条例」という。）及び第6条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の平成27年改正条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の市町村立学校職員給与等条例、改正後の平成17年改正条例又は改正後の平成27年改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例又は第6条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市町村立学校職員給与等条例、改正後の平成17年改正条例又は改正後の平成27年改正条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮崎県 ライフ ル射撃 競技場	エアークライ フル射場	1人2時 間まで	[略]	[略]	宮崎県 ライフ ル射撃 競技場	エアークライ フル射場	1人2時 間まで	[略]	1 「児童・生 徒」とは、学 校教育法第1 条に規定する 学校（大学及 び高等専門学 校を除く。） に在学する者 をいう。
		中学校 及び高 等学校 （中等 教育学 校を含 む。） 生徒 其他 の者	[略]	1・2 [略]			10歳以 上の児 童・生 徒	[略]	2・3 [略]
	スモールボア ライフル射場	1人2時 間まで	[略]	[略]		スモールボア ライフル射場	1人2時 間まで	[略]	[略]
		高等学 校（中 等教育	[略]	[略]			高等学 校（中 等教育	[略]	[略]

		学校後 期課程 を含む 。) 生 徒					学校の 後期課 程及び 特別支 援学校 の高等 部を含 む。) 生 徒 その他 の者		
		その他 の者	[略]					[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(手数料)						(手数料)					
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。						第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					
(1)～(5) [略]						(1)～(5) [略]					
(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料						(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第5条第7項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料					
(7)～(11) [略]						(7)～(11) [略]					
2・3 [略]						2・3 [略]					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考	使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]						[略]					
4 ラ イフ ル射 撃競 技場 使用 料	エア－ライ フル射場	1人2時 間まで <u>中学校 及び高 等学校 （中等 教育学 校を含 む。） 生徒 その他 の者</u>	[略]	[略]		4 ラ イフ ル射 撃競 技場 使用 料	エア－ライ フル射場	1人2時 間まで <u>10歳以 上の児 童・生 徒</u>	[略]	[略]	<u>1 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学</u>
	スモールボ アライフル 射場	1人2時 間まで 高等学	[略]				スモールボ アライフル 射場	1人2時 間まで 高等学	[略]		

		校(中等教育学校後期課程を含む。)生徒			<u>1・2</u> [略]			校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)生徒 その他 の者			する者をいう 。 <u>2・3</u> [略]
		その他 の者	[略]					[略]			
[略]						[略]					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

